

# ベビーシッターがわいせつ事案等を起こした場合の 更なる対応（案）についての検討状況

# 「たたき台」に関する課題について

- 事業停止命令等の行政処分を受けても、別の自治体において再度届出を行い預かりを行うケースへの対応について

## <課題と対応案>

- ・ 事業停止命令等の効力の地理的範囲

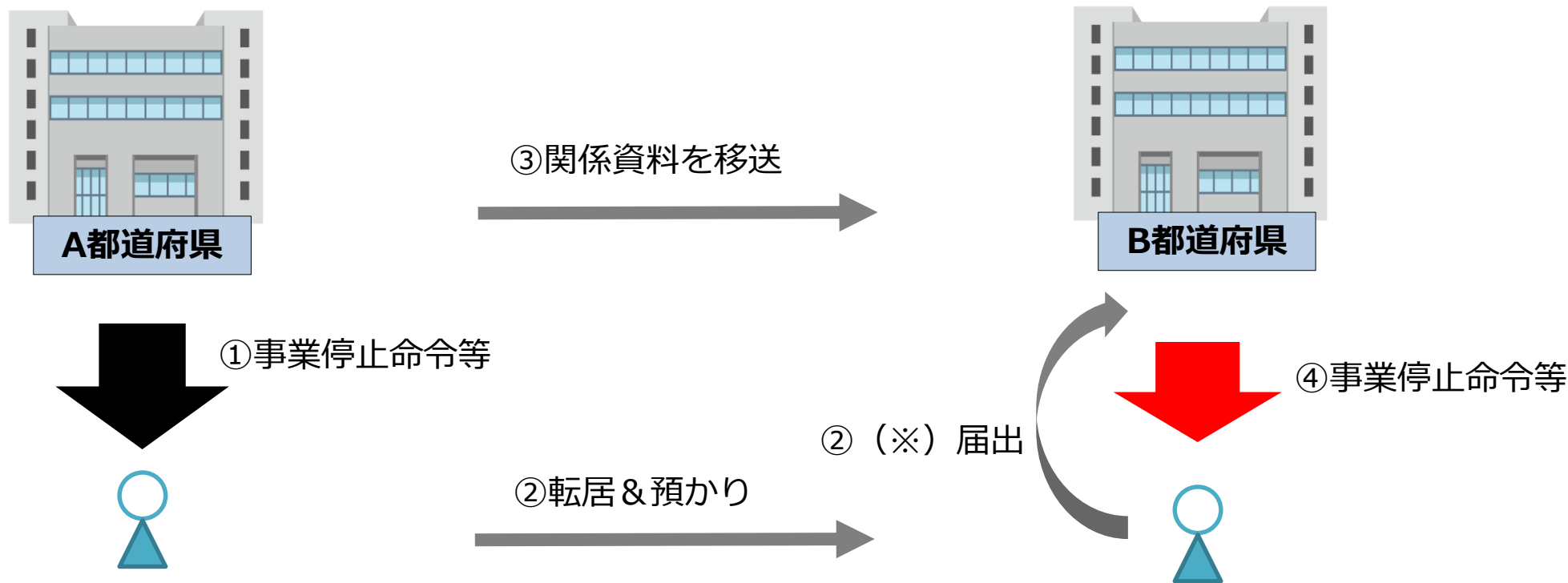
⇒ 児童福祉法第59条第5項は事業停止命令等の処分に当たり都道府県児童福祉審議会の意見を聴くことを規定していること、児童福祉施設等については都道府県等が認可するものであることなどから、当該命令はそれを発令した自治体において有効なものと解するのが相当である。

- ・ ベビーシッターの場合、場所にとらわれず事業を実施することが想定される。なんらの手立ても講じなかった場合、事業停止命令等は事実上の行為としての預かりも含めて停止又は禁止を命ずる性質であるにも関わらず、当該ベビーシッターが別の自治体に転居するだけで事業を行うことが可能となり、事業停止命令等の趣旨が没却されかねない。

⇒ そこで、事業停止命令等を受けたベビーシッターが、当該命令の有効期間内に、別自治体に移転するなどして別自治体において預かりを実施した場合に、移転先の自治体が別途、事業停止命令等を発令することを検討する運用とする。

# 「たたき台」に関する課題について

- ① A都道府県で、事業停止命令等を発令
- ② 当該命令の有効期間内に預かりを別のB都道府県で預かりを行っていた場合（※）
- ③ B都道府県は、当該命令について審議したA都道府県の児童福祉審議会から関係資料等の移送を受けることとする。
- ④ B都道府県は、B都道府県の児童福祉審議会の意見を聴くとともに弁明の機会を付与するなどした上で、A都道府県からの関係資料等を参考に、事業停止命令等を別途発令することを検討。  
※1 この際、都道府県等において、より確実に過去の行政処分歴を把握するため、届出事項に「過去の行政処分歴の有無」を追加することを検討してはどうか（省令改正）  
※2 仮に過去の行政処分歴を隠匿して届出した場合は、法第62条の4に規定する過料が科される。



# ベビーシッターがわいせつ事案等を起こした場合の更なる対応 たたき台（フロー）

第11回資料4（抜粋）

ベビーシッターによる犯罪行為等の事案発生

事案概要をデータベースに掲載し、行政間で情報共有

捜査段階

起訴

事実関係の確定（刑確定）

事業停止命令・閉鎖命令又は廃止届

保育士登録の取消

行政処分的事实をデータベースで公開

## 1. 事業停止命令・閉鎖命令の発令、廃止届の提出

- 現行法上、ベビーシッターも含む認可外保育施設に対して事業停止命令・閉鎖命令を出すことは可能である。また、廃止届を出すよう指導することは可能。
- 一方、個人のベビーシッターに対し、事業停止命令・閉鎖命令を出した実例は無く、また、わいせつ行為等により拘留等されていた場合は、事実関係の確認や弁明の機会の付与などの手続きを踏むことが実質的に困難であり、施設に比してその運用上の要件が明確と言えない。

注：施設に対しては、施設内でわいせつ行為や虐待等が発生したものや、再三の指導に従わない事案について、閉鎖命令や緊急の事業停止命令を出した事例が過去複数存在。

⇒ 「認可外保育施設指導監督指針」（局長通知）に、事業停止命令・閉鎖命令を行うべき場合として明記するなどして、指導

## 2. 保育士登録の取消

- 保育士について、欠格事由に該当するおそれがある場合、認可保育所等の施設等から都道府県への報告を求め、欠格事由に該当した場合は、都道府県は保育士登録の取消しを行う。

⇒ 報告を求める対象を拡大し、ベビーシッター事業者（マッチングサイト運営者を含む）からも報告を求める。

## 3. 行政処分等に関するデータベースによる行政間の情報共有・公開

- 無償化を契機に、都道府県等に対する届出事項（資格や研修受講、指導監督の実績を含む）をデータベース化し、本年9月から保護者も閲覧できるようにする予定であり、ベビーシッターも含め掲載される（詳細は別添）
  
- ⇒ まず、事案が発生した際、このデータベースに、その概要を掲載し、都道府県等の担当者間で共有。
  
- ⇒ 次に、事実関係が確定し、事業停止命令・閉鎖命令等を発令した際、その旨データベースに公開。都道府県等の担当者間で共有するとともに利用者に情報提供を行ってはどうか。（注：「備考」欄に記述することを想定。そのため、記述すべき内容を示すことが必要。）
  
- ⇒ また、法人に登録されたベビーシッターがわいせつ行為等で刑が確定した場合、通常、登録抹消されることが想定されるが、事業者の協力を得て、該当するベビーシッターの情報を自治体間で共有し、重点的に指導監督に活用することを検討してはどうか。

## 1 事業停止命令・閉鎖命令の発令、廃止届の提出

### <前提>

- 現行法上、ベビーシッターも含む認可外保育施設に対して事業停止命令・閉鎖命令を出すことは可能（児童福祉法第59条第5項）。
- 手続きとしては、改善勧告・弁明の機会の付与・児童福祉審議会からの意見聴取が必要（児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合であらかじめ児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで、緊急時の事業停止命令又は閉鎖命令を出すことができる）。

### <「たたき台」に関する課題>

- 当該行政処分を行うのはどのような場合か（範囲の設定）。
- 手順と対応について（例：実刑判決が確定した場合、起訴猶予処分になった場合、被害届が取下げになった場合などの扱い）
- 届出制である以上、事業停止命令・閉鎖命令等の行政処分を受けても、再度届出を行い預かりを行うことは想定されるが、都道府県等はどうのように指導監督を行うべきか（通常、ベビーシッターについては児童の居宅で預かりを行うことを考慮し立入調査は行わない）。

## 3. 行政処分等に関するデータベースによる行政間の情報共有・公開

### <「たたき台」に関する課題>

- 行政処分等を受けた場合の情報の公開の範囲
  - ・事業停止命令・閉鎖命令を受けたベビーシッターについては、都道府県等での共有にとどめ、一般に公開される範囲からは消しておくか。
  - ・または、事業停止命令・閉鎖命令を受けたベビーシッターについて、当該行政処分を受けた事実も含め、一般に公開するか。
  - ・公開する場合、当該行政処分を受けた事実にとどめるか、理由等の詳細も含めるか。
- 事案発生時の情報共有の範囲
  - ・「たたき台」では、事案が発生した場合、まずは発生した事実を行政間で共有することとしているが、ベビーシッター事業者やマッチングサイト運営者にも共有するか否か。
- 当該情報の掲載期間
  - ・掲載期間は、どのように設定するか。
  - ・また、掲載期間を、行政間向けと利用者向けで分ける必要はあるか。分ける場合どのように設定するか。
- 届出制である以上、事業停止命令・閉鎖命令等の行政処分を受けても、再度届出を行い預かりを行うことは想定されるが、その場合、行政処分歴を掲載することは可能か。

※データベースのイメージは次ページのとおり。